

令和2年7月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年7月13日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄	委員
2番	池田 清茂	委員
3番	池田 龍子	委員
4番	石井 孝雄	委員
5番	稲富 克紀	委員
6番	上村 孝二	委員
7番	内田 洋一	委員
8番	緒方 義範	委員
9番	笠 幸夫	委員
10番	古賀 誠一	委員
11番	古賀 喜治	委員
12番	坂井 康孝	委員
13番	平 壯一	委員
14番	田中 文	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富松 隆晴	委員
19番	日比生和雄	委員
20番	深川 嘉穂	委員
21番	松延 洋一	委員
22番	馬渡恵美子	委員
23番	森崎 康洋	委員
24番	諸藤 澄夫	委員

欠席委員は無し。

事務局の出席者は9名である。

事務局 本日の総会は、現委員の皆様では最後になります。コロナウイルス対策で、前回まで出席者を半減しておりましたが、本日は最後ということで、全員の出席をお願いいたしました。

また、大雨の影響で、急に延期をさせていただくことになりまして、皆様には大変御迷惑をおかけしました。この場を借りて、お詫び申し上げます。

なお、今回もコロナウイルス対策に伴う時間短縮のため、説明を省略させていただく部分がありますが、御理解のほどお願いいたします。

それでは、7月の総会に当たりまして報告いたします。

本日、現委員数23名中、23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。今、話がありましたように、今回の7月総会につきましては、我々農業委員の任期の最後の総会になります。

ただいまから7月の農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から3ページの10番までの10件です。

西部地域、審議番号11番から4ページの16番までの6件です。

以上、1番から16番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。以上、説明を終わります。

議長 それでは、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。
第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書
が提出されたので、付議いたします。
東部地域、1番から6ページ3番までの3件です。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会から審査結果報告についてですが、事前
の資料で確認いただいているということで、割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。
第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書
が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番から8ページ7番までの7件です。8ページをお願いいたします。
西部地域、8番から10ページ14番までの7件です。
なお、7ページ1番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料を確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。それでは、早速質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。なお、審議番号1番は、許可相当として、県農業会議への意見聴取をいたします。続きまして、第4号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いいたします。
第4号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番、2番の2件です。

1番、申請人、善導寺町木塚、*****、経営面積3万2,199㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、山川神代2丁目、*****、経営面積3万2,931㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は

挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
第5号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促
進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたの
で付議いたします。

1. 所有権移転7件、2. 利用権設定（農地中間管理事業関係）1件です。

13ページをお願いいたします。

1. 所有権移転 第1区、1番から14ページ4番までの4件です。

第3区、5番6番の2件です。第5区、7番1件です。

15ページをお願いいたします。

2. 利用権設定（農地中間管理事業関係）、第1区、1番1件です。

以上、1. 所有権移転7件、2. 利用権設定（農地中間管理事業関係）1件、
以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を
満たしているものと考えられます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は
挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、
久留米市長宛て通知いたします。
続きまして、第6号議案「久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 16ページをお願いいたします。
第6号議案「久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について」、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号）が平成30年11月16日に施行されたことに伴い、久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部を改正したいので付議いたします。
久留米市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（平成23年8月17日制定）の一部を次のように改正いたします。
第3条第1項中「市内の全ての農地」の後に「（農作物栽培高度化施設を含む。以下同じ）」を加えることといたします。
補足説明といたしまして、農作物栽培高度化施設につきましては、水耕栽培や温度・湿度管理、収穫用ロボット等の導入のため、農業用ハウスの床面をコンクリート張りにする場合には届出を提出いただき、基準を満たしていれば、農地転用の許可が不要となるものでした。
従って、農作物の栽培を行うことが大前提となるため、その施設の利用状況を確認するために農地パトロールの実施要領に追加を行うものです。
なお、附則として、この要領は、令和2年7月13日から施行することといたします。17ページには、参考といたしまして、実施要領の新旧対照表を載せさせていただいております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。
続きまして、第7号議案「久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 18ページをお願いいたします。
第7号議案「久留米市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」、久留米市農業委員会の改選に伴う農地利用最適化推進委員の委嘱について、下記の者に委嘱したいので付議いたします。
こちらに関しましては、各区の人数のみ御説明いたします。
第1区、旧久留米地域12人、19ページをお願いいたします。第2区、田主丸地域7人、第3区、北野地域4人、第4区、城島地域3人、第5区、三潴地域3人です。
また、別紙といたしまして、第7号議案の参考資料をお配りしておりますが、こちらには推進委員の方の経歴等を掲載しております。こちらのほうも御覧いただいて、御確認をお願いいたします。
なお、こちら別紙の経歴等に関しましては、個人情報を含むものとなっておりますので、会議終了後、議案とともに、事務局のほうで回収をさせていただきます。
また、御承知のことと思いますが、委員の皆様におかれましては、こちらの内容を他の方にお伝えされないよう、改めて御留意願います。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この議案につきましては、6月11日に行われた選考委員会の結果に基づき提案しているものになります。御異議なければ挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 全員挙手により、第7号議案は可決されました。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消願について
以上、事務局の説明を省略いたします。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
質疑ございませんか。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。
したがいまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、
字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任さ
れたいと思います。御異議ありませんか。

「異議無しの声」

議長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他
の整理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。
久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、4番、石井孝雄委員、15
番、田中弥生委員をお願いをいたします。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。